第三十九条の三十三の三第三項中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

第三十九条の三十五の四第一項第一号中「第六十六条の十三」を「第六十六条の十二」に改め、同項に次の一号を加える。

六　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第八十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の二の規定

第三十九条の三十五の四第二項中「、第二十七条の十二の六第五項」を削り、同条第三項第一号中「から第五十六条まで」を「、第五十六条」に、「第六十六条の十三」を「第六十六条の十二」に改め、同項に次の一号を加える。

六　令和二年改正法附則第八十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の二の規定

第三十九条の三十五の四第五項第一号中「第六十六条の十三」を「第六十六条の十二」に改め、同項に次の一号を加える。

三　令和二年改正法附則第八十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の二の規定

第三十九条の三十五の四第六項中「、第二十七条の十二の六第五項」を削る。

第三十九条の三十六に次の一号を加える。

十　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第八十六条第四項又は第八十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第五十五条の二の規定

第三十九条の四十四の見出し中「特別償却等」を「特別償却」に改め、同条第二項中「第六十八条の十四第八項」を「第六十八条の十四第七項」に改める。

第三十九条の四十五の二第一項中「同条第四項第一号」を「同条第五項第一号」に、「第六十八条の十五の二第四項第二号」を「第六十八条の十五の二第五項第二号」に、「同条第四項第五号」を「同条第五項第五号」に、「第二十四項」を「第十七項」に改め、同条第二項中「第六十八条の十五の二第一項第一号ハ」を「第六十八条の十五の二第一項第一号ロ」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(1)(ii)」を「第六十八条の十五の二第一項第二号イ(2)」に、「同号イ(2)」に、「第六項」を「第五項」に、「同条第四項第七号」を「同条第五項第七号」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　法第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(2)に規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数は、移転型特定業務施設のみを同号ロ(2)の連結親法人又はその連結子法人の事業所とみなした場合における適用年度の基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者（同条第五項第三号に規定する雇用者をいう。以下第十一項までにおいて同じ。）の数について記載された財務省令で定める書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

第三十九条の四十五の二第五項中「第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(2)(ii)に規定する」を「第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(2)に規定する総数として」に、「同号ロ(2)(ii)」を「同号ロ(2)」に改め、「（同条第四項第三号に規定する雇用者をいう。以下第十二項までにおいて同じ。）」を削り、同条第六項を削り、同条第七項中「第二十五項」を「第十八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六十八条の十五の二第四項第三号」を「第六十八条の十五の二第五項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第六十八条の十五の二第四項第六号」を「第六十八条の十五の二第五項第三号」に改め、「基準雇用者数として」を削り、「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第六十八条の十五の二第四項第八号」を「第六十八条の十五の二第四項第九号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第六十八条の十五の二第五項第九号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第六十八条の十五の二第四項第十四号」を「第六十八条の十五の二第五項第十一号」に改め、「基準雇用者数として」を削り、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　法第六十八条の十五の二第七項に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、同項の連結親法人及びその各連結子法人に同項に規定する離職者がいないかどうかが確認できる財務省令で定める書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた場合とする。

第三十九条の四十五の二第十三項を削り、同条第十四項中「（以下この条」を「（以下この項及び第十六項において同じ。）に限る」を「とする」に、「この条において同じ。）若しくは」を「この項及び第十六項において同じ。）若しくは」に、「この条において同じ。）に」を「この項及び第十六項において同じ。）に」に改め、「法第六十八条の十五の二第一項第二号イに規定する雇用者の数の合計が零であるかどうかの判定並びに」及び「及び同条第四項第十二号に規定する基準雇用者割合」を削り、「第六十八条の十五の二第四項第三号又は第四十二条の十二第四項第三号」を「第六十八条の十五の二第五項第三号又は第四十二条の十二第五項第三号」に、「第六十八条の十五の二第四項第四号又は第四十二条の十二第五項第四号」を「第六十八条の十五の二第五項第四号又は第四十二条の十二第五項第四号」に「除く。以下この条」を「除く。以下この項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項から第二十項までを削り、同条第二十一項中「同条第四項第一号」を「同条第五項第一号」に改め、同項第一号中「第六十六条の十五の二第四項第十四号」を「第六十八条の十五の二第五項第十一号」に、「第二十五項第二号イ」を「第十八項第二号イ」に、「三十万円」を「四十万円」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十二項中「第十五項から第十八項まで及び」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第二十三項第一号中「基準日」の下に「（当該適用を受けようとする連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（同日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日をいう。次号において同じ。）」を、「が当該」の下に「適用を受けようとする連結事業年度」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第二十四項第一号イ中「場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額」を「金額の合計額」に改め、同号イ(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　三十万円に当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の二第一項第二号イ(1)に規定する個別特定新規雇用者数を乗じて計算した金額と二十万円に当該連結親法人又はその連結子法人の同号イ(2)に規定する個別移転型特定新規雇用者数を乗じて計算した金額との合計額

(2)　二十万円に、当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(1)に規定する個別非新規基準雇用者数及び同号ロ(2)に規定する個別移転型非新規基準雇用者数の合計を乗じて計算した金額

第三十九条の四十五の二第二十五項第一号イ(3)を削り、同項第二号イ中「三十万円」を「四十万円」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同項を同条第十八項とする。

第三十九条の四十七第一項中「第六十八条の十五の二第四項第三号」を「第六十八条の十五の二第五項第三号」に改め、同項第一号イ中「規定する特定新規雇用者基礎数と同号イ(2)(i)及び(ii)に掲げる数の合計」を「掲げる数と同号ロ(1)に掲げる数」に改め、同号ロ中「同条第一項第二号ロ(2)(iv)」を「同条第一項第二号ロ(2)」に、「政令」を「基準雇用者数として政令」に改め、同号ロ(1)中「第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(1)(ii)」を「第六十八条の十五の二第一項第二号イ(2)」に改め、同号ロ(2)を次のように改める。

(2)　法第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(2)に掲げる数

第三十九条の四十七第一項第一号ロ(3)を削り、同項第二号イ中「、同号イ(2)(i)に規定する個別対象非特定新規雇用者数」を削り、「同号イ(2)(ii)」を「同号ロ(1)」に改め、同号ロ中「同条第一項第二号ロ(2)(iv)」を「同条第一項第二号ロ(2)」に、「政令」を「基準雇用者数として政令」に改め、同号ロ(1)中「第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(1)(ii)」を「第六十八条の十五の二第一項第二号イ(2)」に改め、同号ロ(2)を削り、同号ロ(3)中「第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(2)(iv)」を「第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(2)」に改め、同号ロ(3)を同号ロ(2)とする。